

約款 新旧対照表

『Tellus サービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第1章 第3節 第11条	第11条（利用料金） 1. 本サービスは、2021年3月末日または当社が別途定める日のいずれか遅い日まで無償とします。ただし、当社は、本サービスに関連して、利用者と別途契約を締結することにより、有償でサービス提供することができるものとし、その利用料金、支払い方法および支払い期限等は、当社と利用者との間で締結される契約に定めるものとします。また、第2章第4節に定める Tellus マーケットにおいて、第三者から利用者へ提供されるツールの利用については、当該第三者へ支払う利用許諾代金が発生する場合があります。 2.（略）	第11条（利用料金） 1. 本サービスは、2021年12月末日または当社が別途定める日のいずれか遅い日まで無償とします。ただし、当社は、本サービスに関連して、利用者と別途契約を締結することにより、有償でサービス提供することができるものとし、その利用料金、支払方法および支払期限等は、当社と利用者との間で締結される契約に定めるものとします。また、第2章第4節に定める Tellus マーケットにおいて、第三者から利用者へ提供されるツールの利用または第2章第5節に定める Tellus Satellite Date Traveler において、第三者の代理店である当社から利用者へ提供される衛星データの利用については、利用許諾代金が発生する場合があります。 2.（略）	・無償期間を延長いたします。 ・新しくリリースするサービスについての条件を追加いたします。
新設	(新設)	第5節 Tellus Satellite Date Traveler 第47条（Traveler サービスの内容） 1. Tellus Satellite Date Traveler（以下、本節において、「Traveler サービス」といいます）は、衛星データの権利者の代理店である当社を通じて衛星データの利用許諾を受けることができる機能および利用許諾を受けた衛星データの利用（アクセスまたはダウンロード等）ができる機能等を提供するサービスです。 2. 衛星データの提供形式は、次の各号に定めるとおりです。 i. 利用者が衛星データにアクセスして用いる形式 ii. 利用者が本サービスの環境内または環境外に衛星データをダウンロードして用いる形式 iii. その他、データ契約（次条で定義するものを指します。）にて定める形式	・新しくリリースするサービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	第48条（データ契約） 1. 衛星データの利用には、当社との別途の契約（以下、本節において「データ契約」といいます）が必要となります。衛星データの提供条件の詳細（契約期間、衛星データの権利者が定める衛星データの利用許諾条件、衛星データの利用許諾代金ならびにその支払方法および支払期限等を含みますが、これに限りません。）は、データ契約に定めるものとします。 2. データ契約の契約期間にかかわらず、本約款に基づく本サービス利用契約が終了した場合、利用者が本サービスの環境外で用いる形式で提供される衛星データに関するデータ契約を除き、データ契約も当然に終了するものとします。	・新しくリリースするサービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	第49条（トークン等の利用） 1. 利用者は、利用者に対して当社が提供した、利用者がアクセスして用いる形式の衛星データのトークンその他の情報（以下、本節において「トークン等」といいます）を、自己の責任において適切に管理するものとし、当該管理により生じた結果（トークン等を第三者に開示し、漏洩または推知されたことにより生じた結果を含みます）につき当社に対し全責任を負うものとします。 2. 利用者は、トークン等を第三者に利用させ、または貸与、譲渡、売買、買入れ等をしてはなりません。 3. 利用者は、当社が利用者以外の第三者に対して発行したトークン等を利用してはなりません。	・新しくリリースするサービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	第50条（禁止事項） 1. 利用者は、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。 i. 衛星データ（上位規約等において複製が許諾されているものを除く）を本サービス外にダウンロードする行為 ii. 当社が別途指定する API のリクエスト制限を超過してリクエストを送信する行為 iii. 衛星データおよび衛星データを利用して作成した二次成果物を、上位規約等で認められていない第三者に提供する行為 iv. 衛星データおよび衛星データを利用して作成した二次成果物に、上位規約等に定められた権利表示をせずに第三者に提供する行為	・新しくリリースするサービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	第51条（サポート） 1. 利用者は、Traveler サービスおよび Traveler サービスを通じて利用する衛星データに関するサポートについて、当社に問い合わせるものとします。ただし、サポートの内容によっては、当社の判断に基づき、当社から利用者へ連絡の上、当社および衛星データの権利者が共同で利用者に対しサポートを行うことがあります。	・新しくリリースするサービスについて、条文を追加いたします。
		(以下、節番号及び条番号が繰り下がります。)	
附則 第1条	第1条（適用開始） 1. この約款は、2020年2月27日に制定された Tellus サービス約款を改定したものであり、第4条に基づき、2020年12月1日より適用されます。	第1条（適用開始） 1. この約款は、2020年12月1日から適用された Tellus サービス約款を変更したものであり、第4条に基づき、2021年10月8日より適用されます。	・本改定に伴う適用日の変更を行います。